

**中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」に基づく、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案等
に関するパブリックコメントの結果**

1. 帳簿（p.1）

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	小規模施設では、規制が緩く生活環境保全上の十分な配慮が不足するため、帳簿の記載事項に当該廃棄物の処理を担当した専門的知識技能を有する者の氏名を追加すべき。	設置にあたって許可を要しない小規模な施設においては専門的知識技能を有する者を置かなければならないことが義務付けられておらず、帳簿の記載事項にそのような者の氏名を記載することは予定しておりません。
2	帳簿記載事項の「処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量」には、処分後に再生、売却できる物の売却先を記載する必要はないと施行通知などで明示すべき。	処分後に廃棄物でなくなったものについては売却先を記載する必要はないと考えます。ご指摘を踏まえて、今後周知を図りたいと思います。
3	帳簿を備えることを要する事業者に、保管を行う事業者を追加すべき。（2件）	保管した後の廃棄物の行き先については、自ら処分を行う場合は処分を行う事業場の帳簿に、委託処分を行う場合は管理票において把握が可能であるため、保管を行う事業者を帳簿の記載義務の対象とすることは予定しておりません。
4	帳簿の記載事項に、改正法第21条の3第3項の規定より下請負人が運搬した場合には、当該下請負人の氏名又は名称を追加すべき。	運搬については、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量が分かれば十分であり、下請負人の氏名又は名称を記載することは予定しておりません。
5	処分の定義を明確にするべき。（6件）	処分とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させること、生活環境の保全上支障の少ないものにして最終処分すること又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分することを意味し、定義は明確であると考えます。
6	煩雑な帳簿の備え付けも要求されることとなると、よほどの経済的インセンティブがある場合を除き排出事業者による解体、分別を断念せざるを得ない事態が発生すると思われることから、分別、解体、切断などの簡易なものについては、「事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者」から除外すべき。	帳簿の備え付けが煩雑という理由で解体、分別を断念する事態が発生することは考えにくいと考えます。

7	以下の場合が「事業場の外」に該当するの か明らかにするべき。① 道路上での開削 工事に伴い発生するアスファルトコンク リート塊を、工事現場に隣接する借地に仮 置きする場合② ①の場合で、工事現場と 借地に距離がある場合	①、②のいずれの場合でも、当該借地が産 業廃棄物を生じた事業場と空間的に同一 のものと考えられない場合には「事業場の 外」に該当すると考えます。
8	事業場の定義を明確にするべき。	ある場所が産業廃棄物を生じた事業場と 空間的に同一のものと考えられない場合 には「事業場の外」に該当すると考えます。
9	脱水等の中間処理としての減量を行う事 業者は帳簿を備えることが必要か明らか にするべき。	処分には減量も含まれます。
10	工程の一部と位置付けられる減容化処理 を自工場内又は近隣で行う場合は帳簿の 対象外とするべき。	産業廃棄物を排出した事業場の中の施設 で自ら処分を行う場合、その施設が産業廃 棄物処理施設又は小規模焼却施設でなけ れば、帳簿の記載義務の対象外となってい ます。しかし、産業廃棄物を事業場の外に 運び出して事業者自らが処分を行う場合 には、適正な処理を確保するために帳簿を 備え付けることが必要と考えます。
11	焼却施設については裾切りを設けるべき。	廃棄物の焼却処分については、破砕等の他 の処分方法に比べて特に適正な管理が求 められていることから、小規模な施設で焼 却処分を行う場合であっても、帳簿を備え 付け、処分の状況について管理することが 必要と考えます。
12	小規模な焼却施設は帳簿の対象から除外 するべき。	
13	・廃プラスチック類の熔融施設・廃プラス チック類の熱分解施設・廃油の蒸留施設を 帳簿の対象に追加するべき。	廃棄物の焼却処分については、破砕等の他 の処分方法に比べて特に適正な管理が求 められていることから、小規模施設のう ち、焼却施設に限って追加することとし ています。
14	「事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事 業場の外において自ら当該産業廃棄物の 処分を行う事業者」については、運搬を委 託している場合は帳簿の記載を不要とす るべき。	運搬を委託している場合に、運搬に係る事 項は帳簿に記載しなくてもよいこととす る予定です。

2. 事業場外の保管届出 (p. 2)

No.	意見概要	意見に対する考え方
1	国土交通省から建設業界への周知を図っ てもらいたい。	ご指摘を踏まえ、国土交通省とも連携しつ つ、制度の周知を図ってまいりたいと思 います。

2	猶予期間は1年程度に延長するべき。	猶予期間については、法律に3カ月以内に届け出なければならないという定めがあり、本パブリックコメントの対象外です。
3	自治体において①自社が排出した産業廃棄物であること、②保管場所が産業廃棄物処理基準に適合する保管場所であること、が確認できなければ、届出を受理しないべき。	届出が形式上の要件に適合している場合は、当該届出が行政庁の事務所に到達したときに手続上の義務は履行されており、形式上の要件を満たしている届出が到達しているにもかかわらず、これを受理しないことは違法であると考えます。
4	保管場所が産業廃棄物処理基準に適合する保管場所であることの確認ができない場合は、自治体において届出を受理せず、指導等の必要な措置を講ずるべき。	保管場所が産業廃棄物処理基準に適合していない場合、届出の有無にかかわらず、当該保管を行っている排出事業者に対し、速やかに処理基準に適合するよう指導することが必要です。
5	責任の所在が明確となっている保管場所は届出対象外とするべき。	責任の所在の明確さにかかわらず、建設工事に伴い生ずる廃棄物の事業場の外での保管の不適正化を未然に防止するため、当該保管場所の契約形態等によって適用を除外することは予定していません。
6	適用対象や届出事項が不明確であるため、明確にするべき。	今後、通知等により考え方を明らかにしていきたいと思えます。
7	事業場外の保管については保管の上限が適用されない規定を作るべき。	不適正な保管を防止するためには、基準の例外を設けるべきではないと考えます。
8	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該廃棄物の保管を行おうとするときには、専門的知識技能を有する者を配置するべき。	保管行為については必ずしも専門的知識技能を有する者を置かなければ適正に保管されないものとは考えにくいため、保管場所にそのような者を配置することを義務付けることは予定していません。
9	事業場外の定義を明確にするべき。(2件)	
10	廃棄物を生じたビルの地下駐車場(地下で構造が共有されている隣接するビルの地下駐車場を含む。)に保管する場合は事業場外に該当するのかわかりやすくするべき。	保管場所が産業廃棄物を生じた事業場と空間的に同一のものと考えられない場合には「事業場の外」に該当すると思えます。

11	届出をした事業場については、保管方法や保管場所の面積を保管場所の掲示板の記載事項に追加するべき。(2件)	
12	届出事項に、保管を行おうとする産業廃棄物の主な排出場所の所在地を追加するべき。また、届出の添付書類に、自社排出産業廃棄物であることを示す「発注者と締結した工事請負契約書・請書の写し」等の書類を追加するべき。	不適正保管が行われやすい保管行為を事前に行政が把握するための制度であり、そのために必要な情報があればよいと考えます。そのため、ご指摘の事項については、現時点では制度の趣旨に照らし必ずしも義務付ける必要はないため、追加しない予定です。
13	届出の添付書類に、積替えのための保管の場合には搬出能力を明らかにする書類、処分のための保管の場合には処理に用いる施設の概要及び処理能力を明らかにする書類を追加するべき。	
14	届出事項に、一日当たりの平均的な排出量や処分量等保管量の上限を算出した根拠となる事項を追加するべき。	
15	届出をした保管場所については、掲示板を備え置く義務と重複しないように配慮するべき。	
16	産業廃棄物処理業の許可が無く、300㎡以下の保管場所で保管をする場合が届出の対象となるか明らかにするべき。	300㎡以下の保管場所については届出は不要です。
17	なぜ、建設工事に伴い生ずる廃棄物のみなのか趣旨を明らかにするべき。	排出事業者が自ら保管を行った結果、不適正化してしまったもののうち、建設工事に伴い生ずる廃棄物が占める割合が特に大きいからです。
18	全ての産業廃棄物を届出対象とするべき。(3件)	今後、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物以外の廃棄物についても問題が大きくなった場合に対象として追加することは考えられますが、まずは、問題が特に大きな建設工事に伴い生ずる産業廃棄物に限定するべきと考えます。
19	届出対象となる保管場所の面積は、100㎡以上とするべき。(2件)	今後、300㎡以下の場所で行う保管についても問題が大きくなった場合に対象として追加することは考えられますが、まずは、300㎡以上の場所で行う保管に限定するべきと考えます。

20	廃棄物処理法の適用を受けない事業場外の保管届出(建設工事に伴い生じる産業廃棄物以外の産業廃棄物、保管場所の100m ² 以上300m ² 未満)について、条例で横出し規制をすることは認められるのか明らかにするべき。	保管の届出について、法律で規制の対象としていない行為を条例で規制対象とすることは法律上排除されていないと考えます。
21	囲いが設置されていない保管場所の面積はどのように算出するのか明らかにするべき。(4件)	ご指摘を踏まえ、囲いの面積によって算出することが適当でない場合には、保管の用に供される場所の面積により算定することでもよいことを通知等により示すこととします。
22	適用除外となる保管として、「条例に基づく許可が必要な都道府県内において、都道府県知事による積替保管場での保管を許可されており、その許可の範囲で行う保管」を追加するべき。	法律は条例で規制をすることを前提としていないため、条例で規制する場合を対象から除外することは予定していません。
23	処理業者が他人から処理を請け負った産業廃棄物を保管する場合も届出をする必要があるか明らかにするべき。	事業場外の保管届出制度に基づく届出の必要はありません。
24	ある都道府県から廃棄物を持ち出したり持ち込む場合についての記述が無い。	廃棄物処理法においては、排出事業者が廃棄物を一の都道府県を超えて運搬する行為については規制されていません。
25	適用除外となる保管として、広域的処理認定制度の積替・保管場所を追加するべき。	広域的処理認定制度の範囲内で行う保管については必ずしも都道府県知事が把握しているとは限らないため、届出の対象から除外することは予定していません。
26	適用除外となる保管として「排出事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可(積替保管を含む。)又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲内で行う保管」とあるが、自らの産業廃棄物を保管する行為と処理業者として保管する行為が混同しないように施行通知において明文化するべき。(2件)	都道府県知事が保管を行う場所を把握しているものについては届出対象から除外するため、産業廃棄物処理業の用に供する施設で行う保管及び産業廃棄物処理施設で行う保管については、対象から除外することが適当と考えます。また、ここでいう保管とは、他人の産業廃棄物の処理の委託を受け、当該処理に当たって行う保管を指すものではないことについて、施行通知において明らかにするよう配慮したいと思いをします。
27	中間処理後の産業廃棄物を保管する場合も、届出対象となる保管とするべき。	中間処理後の産業廃棄物を保管する場合も届出の対象となります。
28	産業廃棄物を処理した後の保管も届出の対象となるのか通知等により明らかにするべき。	

29	保管基準を定めるべき。	収集又は運搬に当たって行う保管については現行制度においても事業者と産業廃棄物処理業者には同じ基準が課されています。
30	改正法第12条第3項で規定される保管には、積替えのための保管のほかに処分のための保管を含むとすれば、保管する産業廃棄物の量は平均的な搬出量の7日分に限られないのではないか。	ご指摘を踏まえ、処分に当たって行う保管についても記載することとします。
31	構造を明らかにする平面図とあるが、どういった内容を含む図面なのかを明らかにするべき。(2件)	ご指摘を踏まえ、保管の場所の平面図とします。
32	「非常災害のために必要な応急措置として行う場合」の具体例を示すべき。	非常災害のためにそれまで保管していた場所が使えなくなり、やむを得ず別の場所で保管する場合といった場合が想定されます。
33	「保管をした日」とは保管を開始した日であることを省令で明示するべき。	保管を開始した日が保管を開始した日であることは明確であると考えます。

3. マニフェストの保存 (p.4)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	保存の起算日を分かりやすく示すべき。	ご指摘を踏まえ、保存は管理票を交付してから5年とします。

4. 処理困難通知 (p.5)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	中間処理業者から最終処分場までの運搬を受託した収集運搬業者及び中間処理業者と契約した最終処分業者は誰に通知を发出するのか明らかにするべき。(2件)	通知は直接委託契約を結んでいる者に发出します。
2	通知を受け取ってから30日以内に、委託した廃棄物の処理が終了していなくとも、途中までの経過を都道府県に通知すれば、適切な措置を講じたといえるのか明らかにするべき。	具体的事例について何が適切な措置であるかは個別に判断されるべきと考えますが、30日以内に処理が終了していない場合には、都道府県知事への報告については、講じている措置の内容を報告すればよいこととなるよう配慮してまいります。
3	通知を受け取った際に速やかに新たな処理業者に委託できるよう、環境省又は都道府県が業者を紹介する仕組みを設けるべき。	適正な処理を確保するうえで優良な業者を選定するために参考となる情報については、今後も産廃情報ネットを通じ、提供していきたいと考えます。

4	通知を受けた際に限り、許可を受けていない処理業者に委託可能という例外規定を設けるべき。	許可を受けていない処理業者への委託は法律で禁止されており、通知を受けた際の例外規定を設けることは予定しておりません。
5	処理困難な事由に該当するか否かの解釈の幅が大きいので明確にするべき。	ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
6	処理困難となる恐れがある事由に、経済的な理由（資金繰り悪化等）の条件を追加するべき。	経済的な理由については必ずしもその状況が外形的に明らかでないことから、事由に追加することは予定していません。
7	処理業者が処理困難となった場合、行政も情報を発信する仕組みを設けるべき。	処理業者が処理困難な事由に該当しているにもかかわらず通知をせず、その事実を都道府県が把握した場合、処理業者を指導する等により対応するべきと考えます。
8	「現に委託を受けている」の定義を明確にするべき。（2件）	廃棄物の処理の委託契約をしていることを意味しています。
9	通知手続における「委託者」の定義を「排出事業者の実務担当者（当該廃棄物に掛かるマニフェスト交付担当者）」とするべき。	委託者とは廃棄物の処理を委託した者を意味しています。実務上、委託者が法人である場合に、当該法人の従業員である管理票を交付した者が通知を受け取ることは可能であると考えます。
10	処理困難通知が、処分業者のみだりな処理放棄を助長しないような対策を考えるべき。	ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
11	通知事由に該当した場合、通知をするべき者の範囲を明確にするべき。例えば、複数の施設を設置しており、片方の施設が故障したことにより通知事由に該当した場合の通知をするべき者の範囲はどこなのか。	通知事由に該当した時点で現に委託契約を結んでいる事業者すべてに通知する必要がありますが、ご指摘の例の場合、故障していない施設が適切に稼働している状況であれば、当該故障していない施設を利用した処理のみを委託している事業者は、「現に委託契約を結んでいる事業者」には該当しないと考えます。
12	通知事由のうち、①故障、事故 ②事業の廃止及び③施設の休廃止については対象から除外するべき。	故障、事故、事業の廃止及び施設の休廃止によって施設を稼働することができなくなった場合には、引続きその事業者が廃棄物の引渡しを継続しないためにも、排出事業者へ通知することが必要と考えます。
13	通知事由を「（全ての場合において）保管量が法定の上限に達したこと」とするべき。（2件）	法定上限に達したとしても、直ちに排出事業者が適切な措置を講ずる必要があるとは限らないため、一定の場合に限定する必要があると考えます。

14	事由が正当であれば委託者への通知に時間がかかっても、行政指導及び処分の対象とはしないべき。	非常災害の場合などやむを得ず通知を发出できなかったときにまで行政処分の対象とならないよう配慮してまいりたいと思いますが、通知は電子ファイルで行うことも可能であり期限内に通知を行うことは可能と考えます。
15	通知事由に該当した場合に、再委託基準を満たせば廃棄物の処理を再委託することができ、かつ、通知事由に該当しなくなった時点で廃棄物の受入・処理を開始できる旨を排出事業者及び自治体に対して周知・徹底するべき。	ご指摘を踏まえ、通知等により考えを明らかにしてまいりたいと思います。
16	「通知」の定義を「発送すること」とするべき。	通知とは相手方に知らせることをいい、発送することではありません。
17	処理困難通知を受けた排出事業者は、それ以降新たな処理委託を行わないことが適切な措置であることとするべき。(2件)	通知を受けた際、現に廃棄物の引渡しを行っていない場合には、処理が困難となる事由が解消するまでの間その処理業者に新たな処理委託を行わないことは、適切な措置の一つであると考えます。
18	通知の記載事項に、処理困難の要因が廃棄物処理施設にある場合には、当該施設の技術管理者の氏名を追加するべき。	制度の趣旨に照らし、技術管理者の氏名を通知に記載することは必ずしも必要ないと考えます。
19	通知の記載事項に、処分場の住所名称を追加するべき。	マニフェスト等により処分場の住所及び名称を確認することは可能であるため、必ずしも処分場の住所名称を記載することは必要ないと考えます。
20	通知を受けた業者の廃棄物の処理は、行政が主になって処理を主導するべき。	事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないこととされており、最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずることが求められます。
21	通知を受けてから報告書を出すまでの期限は60日程度とするべき。(3件)	マニフェストに関する報告書と同じ期限である30日程度が望ましいと考えます。
22	事業者が常識的な注意義務を講じている等の一定の場合は通知を受けた事業者の対応は適用除外にするべき。(2件)	通知を受け取った事業者は、通知を发出した産業廃棄物処理業者が処理を適切に行えるようになるまでの間、その処理業者に新たな処理委託を行わない等の対応が必要と考えます。
23	排出事業者がどのような措置を講ずればよいか参考となるガイドラインを作成するべき。(3件)	ご指摘を踏まえ、事業者が講ずべき措置について通知等により示すこととします。

24	不適正処理をした場合については、処理業者ではなく行政が通知をするべき。	行政は、通知制度とは別途処理業者への指導監督を行う必要があり、必ずしも行政に通知を義務付ける必要はないと考えます。
25	施行規則第8条の29の措置内容等報告書の提出期限を、期間内に管理票の写しの送付を受けない場合は、現行どおりとするが、虚偽記載のある管理票の写しの送付を受けた場合は、虚偽記載が判明した日から30日以内、記載不備のある管理票の写しの送付を受けた場合は、当該送付を受けた日から30日以内とするように改めるべき。	ご指摘を踏まえ、虚偽記載や記載不備のある管理票の写しの回付を受けた場合の報告書の提出期限に関する規定を設けます。
26	都道府県知事に対する報告書は不要である。	行政として、事業者がどのような措置を講じたか把握することは、排出事業者責任の徹底のためにも必要であると考えます。

5. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外 (p. 7)

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	廃棄物を下請人の廃棄物とみなし下請人自ら運搬する場合、運搬先に運搬後は元請業者の廃棄物に戻り、下請負人に排出者責任はなくなるのか明らかにするべき。	運搬後の廃棄物の処理については、下請負人には排出事業者としての責任はありません。
2	建設業法で定める建設工事以外の工事に類する作業（維持・保守、修理などのサービス作業、イベント開催など）にも、第21条の3が適用されるべき。	土木建築に関する工事であれば、建設業法で定める建設工事に該当しない場合でも、法第21条の3の規定は適用されます。
3	下請負人が建設工事現場内で排出した廃棄物を建設工事現場内のみで運搬（移動）する場合には収集運搬業の許可は不要とするべき。	ご指摘の行為は収集又は運搬に該当しないため、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。
4	工事請負契約書は締結せずに実質上ハウスメーカーが工事を管理している場合に誰が元請業者かを明確にするべき。	請負契約の当事者が誰であるかにより判断します。
5	建設業法のように限定列挙するなど、建設工事の定義を明確にするべき。（4件）	法律上建設工事は土木建築に関する工事と定義されており、建設業法のような限定はないため、通常土木建築と観念される工事についてはすべて該当します。個別の工事について土木建築に関する工事に該当するか否かは、必要に応じて見解を示してまいりたいと思います。
6	小規模な工事については「建設工事」に該当しないこととするか、21条の3第3項の適用範囲を広げるべき。	法律上、建設工事は土木建築に関する工事と定義されており、工事の規模に関する裾切りはありません。

7	十分な周知期間と経過措置を設けるべき。 (5件)	施行に向けて周知を図っていきたいと考えております。
8	一括請負契約が成立している場合は、当該建設工事を一括して請け負った事業者も元請業者として扱うべき。(3件)	法律上元請業者は「注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者」とされています。
9	本体建設工事に派生して行われるテナント工事等については、各テナント工事の元請業者の他、本体建設工事の元請業者も排出事業者となり得ることを担保するべき。	法律上元請業者は「注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者」とされています。
10	通知「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」(平成6年衛産82号)は廃止されるのか明らかにするべき。また、当該通知で認めている「建設工事のうち他の部分が施工される期間とは明確に段階が画される期間に施工される工事のみを一括して請け負わせる場合」については、これまでどおり例外として下請けが排出事業者になることを認めるべき。	法改正を踏まえ衛産82号通知は廃止する予定です。また、法律上元請業者は「注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者」とされています。
11	通知「建設工事から生じる廃棄物の適正処理について」(平成13年環廃産276号)は、廃止されるのか。	法改正を踏まえ通知(平成13年環廃産276号)は改正する予定です。
12	下請負人が自らその運搬を行う場合でも処理責任は元請業者が有することを明確にするべき。	元請業者が自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者も措置命令の対象となります。
13	下請負人が例外規定の条件を満たさずに運搬した場合の罰則の適用関係を明確にするべき。	下請負人は無許可で他人の廃棄物の委託を受けたことになるため、無許可営業の罪に問われ、元請業者は委託基準違反となります。下請負人は21条の3第4項により排出事業者として本法の適用を受け、不適正な取扱いを行った場合には措置命令等の対象となり、違反した場合には罰せられます。さらに、元請業者が自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者も措置命令の対象となります。
14	例外に該当することを示す記録の整理及び保存を義務づけるべき。	法律上記録の整理と保存は義務付けられておりません。

15	下請負人の自ら運搬について、「当該建設工事に係わる書面による請負契約で定めるところにより」とあるが、その記載内容を明らかにするべき。また、下請負人からの見積書にその内容が記載されていればよいと考えてよいか。	記載内容は⑥にある通り、廃棄物の種類及び量や運搬先などです。下請負基本契約書の中で、下請負人が自ら運搬する旨の記載をする必要があり、下請負人はその契約に基づいて別紙を作成する必要があります。実際の別紙のやり取りは、見積書にその内容を記載する形でも構いませんが、元請業者と下請業者の押印は必要です。
16	下請負人が下請負人の事業所へ運搬できることとするべき。(4件)	排出事業者責任を有する元請業者が廃棄物の管理を適正に行えるよう、運搬先を元請業者の保管場所としています。
17	元請負人の指定する保管場所の規模・構造・管理状態及び周辺環境の基準についてはどのように考えるべきか、また、元請業者が使用権限を有する場所とは、下請負人又は中間処理業者からの賃借を含むのかを明確にするべき。	元請業者は、保管場所について産業廃棄物処理基準及び保管基準を遵守している必要があります。また、元請業者が使用権限を有する場所とは、下請負人又は中間処理業者からの賃借を含みます。
18	元請負人の指定する保管場所で複数の排出場所から運搬された廃棄物を保管し、まとめて運搬する行為が認められるか、また、その際のマニフェストの記載方法等を明らかにするべき。	保管基準に則って法第21条の3第3項に基づき運搬された廃棄物の保管が行われた場合に、その保管場所を排出場所、排出日を保管場所から排出した日としてマニフェストを交付し運搬業者に収集させることは可能です。
19	例外規定の要件は、特別管理廃棄物でないことと、1回に運べる量を1m ³ 以下にすることのみとするべき。	本来排出事業者である元請業者が処理業者に委託して適正処理を行うべきであり、第3項は限定的に適用されるべきと考えます。
20	建築物その他の工作物に係る維持修繕工事において解体工事は除くとあるが、ビル竣工後の外部に面していない構造壁を含む、天井・壁・床等を除去する工事は該当しないと解釈をするべき。	請け負った工事が解体工事ではなく、維持修繕工事として行われるものであれば、第3項の対象となると考えます。
21	保管場所は産業廃棄物の保管許可を受けた場所である必要はないのかを明らかにするべき。	廃棄物処理法上、排出事業者が行う廃棄物の保管について許可制度は設けておりません。
22	対象となる工事の請負代金の額は、発注者からの元請負代金なのか下請負代金かを明示するべき。(5件)	発注者からの元請負代金です。
23	維持修繕工事、新築工事、増築工事、解体工事及び瑕疵補修工事の定義を明確にするべき。また、メンテナンスサービスの一環として行うメーカーの修理会社が行う工事について、当該修理会社を排出事業者とみなしてよいかを明らかにするべき。	ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。メンテナンスサービスの一環として行うメーカーの修理会社が行う工事については、発注者から工事を直接請け負った者が排出事業者となります。

24	1 m ³ 以下の量で頻繁に往復することを、元請が下請けに強要することがないようにしてほしい。	施行に向けて周知を図っていきたいと考えております。
25	後半に規定される「軽微な修繕工事」は、前半の「建築物その他工作物に係る維持修繕工事(新築工事若しくは増築工事または解体工事を除く。)であって請負代金の額が500万円以下である建設工事」の完了後の工事を再度述べているものであり、「維持修繕工事」自体が新築工事若しくは増築工事の完了後の工事であることを鑑みると、それぞれの工事を区分すべき必然性はない。(4件)	瑕疵補修工事については、元々の建設工事の請負代金の額にかかわらず、瑕疵補修工事の規模が小さければ第3項の対象とすることができるよう、区分を設けたものです。
26	請負代金は500万円以下ではなく100万円以下とするべき。	下請負人が受注する工事の額には幅があるため、あまりにも低額の工事のみを基準とした場合、事実上低額の工事のみを請け負う下請負人しか第3項の適用を受けられないことも考えられるため、請負代金は500万円程度とすることが妥当であると考えます。
27	要件が多くわかりにくい。1 m ³ 以下は許可が要らないと誤解している業者もいる。	施行に向けて周知を図っていきたいと考えております。
28	容積よりも2t未満など重量での要件とするべき。	容積であればその場で測定することができ、都道府県の指導監督が行いやすいことから、容積での要件としました。
29	流し台等を廃棄物として処理する場合には、1 m ³ の条件を適用外とするべきである。	大規模に廃棄物の収集運搬を行う場合には、第3項は適用されないものと考えます。
30	県境に近い場所での工事の場合には、隣県の保管場所の方が近いケースもあり、運搬先の保管場所は、工事現場と同一の都道府県に限定すべきではない。(13件)	ご指摘を踏まえ保管場所は隣接する都道府県でもよいこととします。
31	都道府県をまたいで廃棄物の移動を認めないのは、排出事業者が設置する保管場所の所在地を所管する行政機関が県外廃棄物の流入に制限を設けている場合に限定すべき。	
32	都道府県等の行政区部に限らず一定の距離とし、具体的な距離は管轄行政が定めるようにするべき。	

33	『運搬先が元請業者の指定する保管場所（中略）排出される事業場と同一の都道府県に存するものであること。』の“都道府県”に廃棄物処理法施行令第27条に規定する政令で定める市が含まれるかを明らかにするべき。	単に都道府県を指し、政令市は含みません。
34	下請負人が携行所持する書面は電子システムの利用を可とすべき。（2件）	行政が指導監督を行っていく上で、書面による確認が必要となる場合もあると考えられることから、必要事項が記載された書面の携行は必要であると考えます。
35	発注者の個人情報・機密情報等が記載された書類の写しを複数の下請負人に配付することは不適切であるため、「瑕疵補修工事の場合は引渡しがなされた事実を確認できる資料」は、当該別紙に引渡年月日を記載することで代替できることとするべき。	ご指摘を踏まえ、瑕疵補修工事の際の引渡しが行われた事実を確認できる資料としては、当該別紙に引渡年月日、発注者の氏名及び住所の記載があれば良いこととします。
36	契約書の写しが発注者・元請業者間の請負契約書を指しているとする、下請負人に工事請負契約の写しを携行させるべきではない。（2件）	元請業者と下請負人との契約書を指しています。
37	一括下請負の場合には、運搬時に別紙に双方で捺印することは実運用では難しいため、捺印を義務付けるのであれば、現場担当者の捺印または署名でもよいこととし、FAX等も使用可とするなど本紙でなくてもできる運用を検討するべき。	捺印方法については、下請負基本契約書上で定められた責任者（工事事務所長等）又は基本契約の締結者（支店長等）の押印・署名でもよいと考えます。また、元請業者と下請負人の両者の捺印がされている書面であれば、FAX等を使用することは可能であると考えます。
38	下請負人が携行所持する書面は、事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先、運搬期間等が記載された注文書又は指示書のみを携帯にする等現実的なものとするべき。	都道府県が指導監督するに当たって、その運搬が法第21条の3第3項に基づくものであることを確認するため、書類の携行は必要であると考えます。
39	下請負人が携行所持する書面は、不要である。	
40	下請負人が携行する書面は、収集運搬業者が携行するものと同様とするべき。（2件）	

41	<p>「(元請業者及び下請負人の押印がなされたもの)」及び「(瑕疵補修工事にあつては、これらに加え、建築物その他の工作物の引渡しがなされた事実を確認できる資料)」の記述は削除すべき。</p>	<p>「(元請業者～もの)」の記載は、元請業者が当該運搬を把握していることを証するためのものであり、必要であると考えます。「(瑕疵補修工事～資料)」の記載については、別紙に引渡年月日、発注者の氏名及び住所の記載があれば良いこととします。</p>
----	---	--

7. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化 (p.8)

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>原案では、政令市の区域を越えて収集運搬を行う業者が「同一政令市内で積み卸す場合」や「政令市Aで積み政令市Bで卸す場合」も含め都道府県知事の許可で足りるのかが明確ではないため、これが分かる様な書きぶりにすべきである。</p>	<p>「一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う」ているか否かは、個々の行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されます。そのため、御指摘の場合についても、当該業者が業全体として一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行っているのであれば、都道府県知事の許可で足りることとなります。</p>
2	<p>許可を行う都道府県等間の情報共有を行うシステムを早急に整備すべきである。</p>	<p>既に都道府県等の中で情報共有を行うシステムはありますが、今後拡充を予定しており、さらなる情報の共有を図ってまいります。</p>
3	<p>「産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。」とあるが、すべての場合において、許可権限を都道府県知事へ統一し、自動車の運転免許証のように最終的には国内統一の許可にするべきである。(6件)</p>	<p>中央環境審議会の意見具申において、不公正処理に対する都道府県知事等による監督体制の徹底の観点から、許可主体と取締主体は同一とすることを基本とすべきであり、具体的手法については、地方分権の考え方との調整等も含め慎重に検討すべきであるとされたことを受け、現案のとおりとなったものです。</p>
4	<p>一の政令市の区域を越えない場合についても、許可権限は都道府県知事だけが有するものとすべきである。(5件)</p>	
5	<p>「産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合」としたことの理由を明らかにすべき。(2件)</p>	
6	<p>国内統一の許可とした場合の合理化による効果(産廃業者の許可数量の減少等)を具体的に提示して頂きたい。</p>	<p>今回の改正内容に含まれないため、国内統一の許可とした場合の合理化による効果については算定しておりません。</p>
7	<p>知事許可と市長許可の品目が異なる場合に不利益を被らないよう経過措置を設けてほしい。(7件)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該指定都市の長等の許可の範囲内において、引き続き業を行うことができるとする経過措置を設けることとします。</p>

8	改正法の施行前に事前に県に許可品目を追加する変更の許可申請を行う場合に、申請手数料は通常の許可品目追加と同じか。	県に対し通常の変更許可申請と同額の申請手数料を納めていただくこととなります。
9	業者への事前の情報伝達は、いつ、だれが、どのような方法で行うのか。	制度の内容が決まり次第、環境省が各種説明会及び通知等により、周知徹底を図っていきたいと考えています。同時に、各自治体においても制度の普及啓発をお願いしたいと考えています。
10	委託契約書の点検と訂正及び契約書に添付すべき産業廃棄物収集運搬業の許可証の点検・変更が必要になり、事務作業が膨大となるため、施行前の委託契約書について、施行後も有効なもののみならず等の経過措置を設けるべきである。	経過措置により施行日後も施行日前に受けた許可の範囲内で業をおこなうことができるため、その許可証の写しが委託契約書に添付されていれば、委託契約書に添付すべき書面として有効であると考えます。
11	市内で運搬する場合は市の許可が必要で、市から市外へ運搬する場合は県の許可が必要であるとすると、許可証の確認が煩雑となるため、許可証の運用は現状維持が好ましい。	県の許可を受けている処理業者は政令市内で運搬を行えます。許可証の運用については混乱が生じないように配慮してまいります。
12	許認可業務は都道府県及び政令市によって運用や申請書式が異なるため、申請者にとっては煩雑かつ効率が悪い。全国统一した形での運用が行われるように、適切な措置をお願いしたい。（4件）	今後、各自治体と調整しながら、申請書類の統一について検討してまいります。
13	収集運搬業の合理化により、改正令の施行日に政令指定都市の許可が失効になり、県の許可に集約された場合、現在県や政令指定都市が条例などで定めている産業廃棄物処理業者の処理実績報告書も、許可自治体のみ提出するようにして頂きたい。（2件）	ご指摘の事項は各自治体において検討されるものと考えます。

14	<p>収集運搬業者の指導に関し、許可権者以外が指導にあたる場合、強制力のない指導になるとともに、監視指導に係る経費の捻出も難しく、結果的に現行のような密な監視指導は望めないのではないか。</p>	<p>今回の改正により、一の政令市を越えて業を行う者の許可に関する事務は許可の取消処分などを含め都道府県知事が行うこととなりますが、政令市は地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限は引き続き行使することとなります。具体的には、政令市内において収集運搬業を行う都道府県知事の許可業者に対し、政令市は、廃棄物処理法の施行に必要な限度において報告の徴収、立入検査が、処理基準に適合していない収集運搬業を行っている業者に対しては改善命令が、当該処理基準に適合していない収集運搬業が行われたことにより生活環境保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、当該業者に対し、措置命令をかけることができます。</p>
15	<p>都道府県の許可を持つ業者が政令市内で収集運搬をする際の指導監督者が不明確である。</p>	
16	<p>現状、産業廃棄物収集運搬業者に対する立入検査等については、その申請手数料をもってその財源としているが、今回の改正により、現在、本市を含む政令市が行っている産業廃棄物収集運搬業の許可に関する事務は、平成23年4月1日から原則として都道府県に権限が集約化され、同事務に係る大部分の手数料収入が見込めなくなる可能性が高いことから、手数料収入の大幅減に伴う緩和措置を設けるよう要望する。(3件)</p>	<p>申請手数料については、審査に要する実費にて算出されるものです。</p>
17	<p>今回の改正により、平成23年2月や3月に許可更新が迫った業者は、都道府県のみ許可更新手続きをおこない、政令市で1ヶ月～2ヶ月間無許可で営業する業者も発生することが見込まれる(先の指導権限が4月以降政令市になれば、指導が困難になる可能性が高い)。</p>	<p>御指摘の場合には、施行日前の無許可営業について、施行日以後も政令市において取り締まっていただくこととなります。</p>
18	<p>事業者が複数の指定都市の長等の許可(県の許可はなし)を有していた場合、施行日以降は、県が監督権限をもつことになると考えられるが、当該指定都市の長等の有効期間満了前に県に許可申請をした場合、全くの新規と読み取れるが、更新の取扱いが合理的ではないか。</p>	<p>御指摘の場合について、施行日時点で既に受けている指定都市の長等の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、引き続き指定都市の長等が監督権限を有することとなります。当該事業者が県に対して許可申請をする場合には、県が当該事業者の審査を行うのはその時が最初になることから、県への新規申請となります。</p>

19	排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、収集運搬業許可が合理化されること、施行日以降にも合理化されたことを国において十分に周知徹底されたい。	国において十分に周知徹底を図りたいと考えております。
20	知事許可と政令市許可を取得している場合、施行日以降に政令市許可が失効することについて、失効する根拠、手続きについて明確にされたい。	都道府県内の一の政令市を越えて収集運搬業を業として行う者に対する許可権者は、施行日以降は都道府県知事となり、政令市長は許可権者ではなくなることであります。そのため、許可権者ではない者による許可は、法制的に当然に効力が失われることとなります。
21	都道府県知事の許可のみで、一の政令市の区域を越えないで収集運搬を行うことは適法か。	「一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行っ」ているか否かは個々の行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されます。

8. 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度 (p. 9)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	許可証様式に「優良」の文字を入れる等、排出事業者に分かりやすいよう措置するべき。	御指摘を踏まえ、優良処理業者がその旨をわかりやすくアピールできるように配慮してまいります。
2	新たに加えられる申請に係る手数料の額を全国一律に定めるべき。	当該審査に係る手数料を特に定めることは予定しておりません。
3	通常の収集運搬や処分業の許可についても市町村税の完納証明を求めるべき。	市町村税や維持管理積立金の完納については、優良基準の一つとして設定されたものであり、通常の産業廃棄物処理業の許可基準とは必ずしもされていないことから、許可申請の際にこれらの完納を証する書類の提出を義務付けることは適切ではないと考えます。
4	より具体的かつ詳細な審査基準を設定したうえで許可期限に特例を設けて産業廃棄物処理業者の優良化を促進することに賛成。	御指摘を踏まえ、環境省令において可能な限り具体的かつ詳細に優良基準の内容を定めることといたします。
5	公開すべき項目のうち、処理料金等、競争する非優良事業者との関係で事業活動が不利にならないよう配慮し、「非公開届出項目」を検討するべき。	処理料金については、現行の優良性評価制度においても、「見積もりによる」との情報公開で基準に適合するとされており、この扱いは新制度でも同様とする予定です。

6	情報の開示、実績、遵法性の確認等は当たり前の基準であり、先進的な取組みや、トレーサビリティ、保管量の管理、など、企業の取組みに関する項目を入れて評価すべき。	ご意見の趣旨は、今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
7	全国統一的な運用となるように、自治体に対して周知徹底を図って頂きたい。(2件)	御指摘を踏まえ、可能な限り新制度が全国統一的に運用されるよう配慮してまいります。
8	許可に係る申請書、添付書類等を全国統一的に定め、手続きの統一化を図って頂きたい。	御指摘を踏まえ、可能な限り制度の運用が全国統一的なものとなるよう努めていきます。
9	(財)産業廃棄物処理振興財団の運営する産廃情報ネットの活用が考えられるが、使いやすいシステムとなるように検討すべき。	産廃情報ネットについては、今後とも、事業者の皆様方の御意見等を踏まえ、より利便性の高いシステムへと改良を図ってまいりたいと考えております。
10	現行電子マニフェスト制度は使い勝手が非常に悪いので「優良基準」の要件とするのであれば、利用者の意見反映する仕組みを作るべき。	電子マニフェストについては、事業者の皆様からの御意見等を参考としつつ、今後とも利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。
11	当該制度施行後も、現行の「添付書類の一部を省略できる制度」は、許可の期間の特例制度と同じ基準(新基準)のもとで継続されるよう配慮すべき。	御指摘を踏まえ、新制度のもとでも添付書類の一部を省略できることといたします。
12	当該制度施行後も、都道府県等の実施する随時受付制度について、新基準のもとで継続できるよう配慮すべき。	各自治体が行っている「随時受付制度」を継続するか否かについては、当該自治体にて検討される問題であると考えます。
13	当該制度施行後の産廃情報ネットの情報開示システムにおける取り扱いについて、施行前に基準適合確認を行ったものは、その旨を明示して継続して情報開示されるよう配慮すべき。	御指摘を踏まえ対応してまいります。
14	東京都、岩手県、徳島県のように独自の制度で運用している行政区の場合は審査基準や審査方法及び審査に係る費用も異なっている。これらの行政区において独自制度を活用する場合は今回の特例制度は認められるのかを明確にするべき。(2件)	法令に基づき運用される全国的な制度である新制度においては、許可の有効期間の特例を受けられるのは、優良基準に適合した事業者のみとなります。各自治体が行っている独自制度については、許可の有効期間の特例を与えることは法制上困難ですが、その扱いについては各自治体により検討されるものと考えます。

15	優良な処理業者に対するさらなるインセンティブの付与として、許可を大臣許可とする。もしくは、排出事業者にわかりやすくするために、許可証に「○優」マークを表示すべき。	許可を大臣が与えることとするのは、当該地域の実情に応じて許可を与えている現在の産業廃棄物処理業の許可制度の趣旨からして不適切であると考えます。一方、優良処理業者がその旨をわかりやすくアピールできることとなるよう、配慮してまいります。
16	公表しないと損する仕組みを強制的に作ってしまうと、まじめに行っている企業より、嘘や改ざんが増え悪知恵のはたらく会社が有利に働き、業界全体における信用が今より悪くなってしまう場合もあるのではないかと。	情報を公開され第三者の目による監視にさらされることで、当該情報の改ざんが生じにくくなるものと考えます。
17	「優良基準」の適合性審査の申請の機会を、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時のみではなく、随時申請できるようにすべき。(4件)	御指摘を踏まえ、新法施行後5年間は、随時優良基準への適合性の確認を受けることができることとします。
18	現在、各自治体で運用されている優良産業廃棄物処理業者の認定を受けている場合、改正法で定める適合性審査の際に、現在の認定制度と重複している項目については、改めて審査しなくてもすむことにすべき。(2件)	可能な範囲で事業者負担を軽減できるよう努めてまいります。
19	法人として「優良基準」適合が認められた企業に対しては、処分業、収集運搬業の区別なく、また都道府県ごとに別々の審査を要することなく特例が適用されることとするべき。	処分業者に係る優良基準と収集運搬業者に係る優良基準は異なっているため、これらの業の区別なく優良処理業者と認定するのは困難です。都道府県ごとの審査については、可能な範囲で事業者負担を軽減できるよう努めてまいります。
20	入荷量に対してのフローが追いかけることが重要と考える。a) の入荷量に対して、b)、c)、d) で出荷の総量と減量の数値が確認できることは重要だが、任意の項目については自治体によりその扱いに大きく差が出るため、削除すべき。	御指摘のとおり、入荷・出荷の状況を把握するため、b)、c)、d) の記載を求めるとしております。また、処分委託先・売却先の個別名称については、全国一律で任意とすることを予定しているため、地域による取扱いの差は生じないと考えます。
21	上場企業とは異なり、この業界の大半である中小企業においては財務諸表についての情報開示は、命取りになるケースが多々想定され、ほとんどの企業が反対している。また、財務諸表で適正処理の判断はできず、不法投棄をした方が財務内容が良くなる可能性もある。	財務諸表については、その公表が優良基準の一つとして設定されていますが、財務諸表の内容の基準は設けておりません。不法投棄により財務内容の改善を図る事業者につきましては、そもそも廃棄物処理法に基づく処理基準違反等により処罰されるものと考えます。
22	直前3年間の財務諸表は不要である。	

23	<p>総論としては反対ではないが、インターネットでの公開を基準としている点は、零細事業者にとって、コストおよび技術面でのハードルが高いため、公開方法を行政で支援できる体制を構築すべき。</p>	<p>情報公開については、現行の優良性評価制度と同様、産廃情報ネットによる公開も可能とすることとし、事業者が個別にホームページを作成する必要がないようにする予定です。</p>
24	<p>処分委託先・売却先の個別名称についても、公表を義務づけるべき。</p>	<p>処分委託先・売却先の個別名称については、通常、企業秘密であると考えられるため、これを公表しなければ優良基準に適合しないこととするのは不相当と考えます。</p>
25	<p>「インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により更新していること」については、更新頻度を1年ごととするべき。また、許可審査に当たり、更新履歴の証明は、自己申告等で可とし、更新日ごとに個別情報の更新履歴を求めることの無いように措置するべき。</p>	<p>更新頻度については、最新情報を公表すべき項目を除き、基本的に1年ごとに1回で可としています。また、更新履歴の証明について、申請を行う事業者の皆様の負担が軽減されるよう、産廃情報ネットの改良を図ってまいり所存です。</p>
26	<p>熱回収の有無と実績は不要である。</p>	<p>熱回収については、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成22年1月25日）においても、強く推進すべきものとされていること等を踏まえ、情報公開事項として追加すべきと考えます。</p>
27	<p>インターネットによる会社情報等の公開を所定の頻度で更新しなくなった場合、その旨が公開され、許可の有効期限が短縮されるなどの措置が必要である。</p>	<p>公開情報を所定の頻度で公表しなくなった場合、当該事業者は次回の更新の際に優良基準に適合しないものとみなされ、優良処理業者の認定を受けることができなくなります。7年の有効期間の途中で情報公開を止めた場合において、一度許可時に決定した当該事業者の許可の有効期間を短縮すれば、突如として無許可営業状態になる事業者が生じてしまうなど、事業者の権利の保護の観点から望ましくないと考えます。</p>
28	<p>売却先、委託先とも個別先の公表は、営業上のノウハウに該当するため、情報公開に関する「優良基準」においては処理委託先の処理方法の別ごと等の合計数値での公表も認めるべき。</p>	<p>御指摘のとおり、処分委託先・売却先の個別名称については、通常、企業秘密であると考えられるため、これを公表することは任意としております。一方、一部の処理業者に関し、破砕した廃棄物を再生商品として子会社に廉価で引き受けさせただけでリサイクルと称する等、廃棄物の処理フローが不透明になっていることがあるとの指摘があることも踏まえ、その透明化の観点から、処分委託先ごとの委託量、売却先ごとの売却量等を記載することが適切と考えます。</p>

29	過去1年間の処分委託先・売却先の個別名称についても記載を義務付けるべき。(2件)	処分委託先・売却先の個別名称については、通常、企業秘密であると考えられるため、これを公表しなければ優良基準に適合しないこととするのは不適當と考えます。
30	特例更新期間は10年とするべき。	優良処理業者に係る許可の有効期間については、事業者のインセンティブとなるよう考慮しつつも、行政の定期的なチェック機能を確保する観点から、7年としたものです。
31	自己資本比率の基準を下げるべき。(2件)	自己資本比率に係る基準については、御指摘のように大型設備投資の直後に一時的に自己資本比率が悪化する可能性があること等も踏まえつつ、望ましいとされている適正水準や、中小企業の平均的な財務状況を勘案し、財務体質が健全とは言い難い事業者を適切に除外する観点から定めたものです。
32	財務体質の健全性の基準として、ある時点(たとえば更新申請時)に保有している産業廃棄物の全量の再処理費用(最終処分委託費・再生委託費等)として算定された額以上が、現実に担保されていることが必要である。	実務上、御指摘の「保有している産業廃棄物の全量の再処理費用として算定された額以上が、現実に担保されていること」を確認するのは非常に困難であると考えます。
33	⑥の財務体質の健全性に係る基準のa)及びb)に関しては、経理的基礎に関する通知を参考に、正当な理由がある場合には基準を満足することと判断できるようにするべき。	財務体質の健全性に係る基準については、御指摘のような「正当な理由」があり財務状況が悪化する可能性があることも踏まえつつ、望ましいとされている適正水準や、中小企業の平均的な財務状況を勘案し、財務体質が健全とは言い難い事業者を適切に除外する観点から定めたものです。なお、御指摘のように、「正当な理由」がある場合にこれらの基準を適用しないこととするのは、財務体質の健全性の判断が曖昧になるおそれがあることから、不適當と考えます。
34	有効期間を5年から7年に延長することによる効果は疑問。	優良基準に適合する事業者の許可の有効期間を延長することで、事業者が自主的に事業の適正化に取り組むインセンティブになるものと考えております。
35	「～許可の有効期間を7年とし、それ以外の場合は5年とする。」を「～許可の有効期間は、7年以内の申請者があらかじめ希望した日までとし、それ以外の場合は5年とする。」に変更するべき。	許可の有効期間は申請者に付与された権利であり、その一部を申請者が自主的に放棄し、許可の有効期間を短縮することとするのは法令に特段の定めがなくとも可能です。

36	基準を満たしたメリットとしては許可の有効期間を延ばすだけでなく、公共工事の仕様書に優良基準を満足した業者であることと明記することや、更新時の申請書類及び手続きの簡素化、免税措置などの優遇措置をもっと講ずるべき。	今後、優良処理業者に対しては、許可の有効期間以外にも、更新時に添付書類の一部を省略できることとするほか、様々なインセンティブを付与することを検討してまいる所存です。
----	---	--

9. 定期検査 (p.10)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	検査の申請に係る手数料の額を全国一律に定めるべき。(2件)	定期検査につき手数料の考え方を示すことは予定しておりません。
2	検査費用は誰が負担するのか。	
3	既存施設の初回の受検時期は、各都道府県の実情に合わせて平準化するべき。	ご指摘を踏まえ、全国で平準化されるよう配慮してまいりたいと思います。
4	埋立終了済の最終処分場については、定期検査の受検義務がないことを明示するべき。	埋立が終了していても、5年に一度の検査は受検するべきであると考えます。
5	最終処分場において既に廃棄物で被覆された部分の検査など、検査が不可能な項目については検査対象から除外するか具体的な検査方法を示すべきである。	ご指摘を踏まえ、検査が不可能な項目については検査対象から除外します。
6	具体的な検査方法を示すべき。	ご指摘を踏まえ、具体的な検査方法についてマニュアルを示すこととします。
7	定期検査は不要である。(2件)	定期検査は廃棄物処理施設の安全性を定期的に確認するために必要であり、法律上の義務となっています。
8	県が主体的に定期検査の権限を行使するというスキームではなく申請主義としているのはなぜか。	施設設置者が定期検査受検の義務を負っているため、主体的にその義務を履行することとしたためです。
9	申請がなされなかった場合はどうなるのか。	30万円以下の罰金刑に処せられます。
10	定期検査の申請書に当該施設の技術管理者の氏名を記載するべき。	定期検査制度の趣旨にかんがみて、申請書に技術管理者の氏名を記載させることは必ずしも必要ないと考えます。
11	処分業の許可を持つ事業者については許可の更新期間と検査期間を同じとするべき。	廃棄物処理業と廃棄物処理施設の設置許可は異なる許可制度であって、定期検査制度についてのみ一律に取り扱うことは予定しておりません。
12	検査時に技術管理者の立会いを義務付けるべき。	定期検査制度の趣旨にかんがみて、技術管理者の立会いを義務付けることは必ずしも必要ないと考えます。

13	経過措置については、事業者が1～5年以内の検査期間を選択できることとするべき。	都道府県に申請が集中するおそれがあるため、事業者が検査期間を選択できることとする予定はありません。
14	施設の稼働状況に見合った受検期間とすべき。	定期的な検査を確実に行う必要があるため、個別の稼働状況に応じた期間を設定することは困難と考えます。
15	検査結果の設置者への通知は技術管理者にすることを規定するべき。	法令で結果の通知を技術管理者にすることを規定することは予定していません。
16	事業者に対して過剰な負担にならないように、実態をふまえた運用をするべき。	ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
17	定期検査を実施した自治体は、結果をHPで公開するべき。	ご指摘の事項は各自治体において検討されるものと考えます。
18	定期検査で施設設置者が新たに何らかの検査を行う義務はないことを明確にするべき。	施設の設置者は検査を受ける義務がありますが、具体的な検査内容についてマニュアルを示すこととします。

10. 維持管理情報の公表 (p.11)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	公表事項に技術管理者の氏名を追加するべき。	公表制度の趣旨にかんがみて、公表事項に技術管理者の氏名を追加することは必ずしも必要ないと考えます。
2	廃棄物処理施設における事故時の措置を公表事項に追加するべき。	ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
3	廃棄物最終処分場の周縁地下水の水質検査結果については、連続測定項目ではないが、周辺の土地利用による影響などにより変動が生じる場合が想定され、ホームページ上で公開すると一般の方々に誤解や不安を与える可能性があることから、求めに応じてCD-ROMを配布することや、事業場での閲覧等に対応できることとするべき。	ご指摘のような事情がある場合には、その旨をホームページ上に注記することで誤解を招かないような方法が可能であると考えます。
4	公的なホームページに維持管理情報を掲載する仕組みを作るべき。	現在でも産廃ネットにより一定の情報公開の仕組みを設けているところですが、ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
5	維持管理情報をインターネットで公表するべきではない。(2件)	維持管理情報のインターネット等による公表は、廃棄物処理施設の透明性を高め、廃棄物処理施設に対する理解を促進するために必要であり、法律上の義務となっています。
6	インターネットによる公表期限は通常の記録備え付けよりも1ヶ月程度遅くするべき。	記録の備え付けまでに一定の期間があることから、同時に公表は可能であると考えます。

1 1. 廃棄物処理施設における記録の作成 (p. 12)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	事故時の担当技術管理者の氏名も合わせて記録すべき。	制度の趣旨にかんがみて、記録事項に技術管理者の氏名を追加することは必ずしも必要ないと考えます。

1 3. 多量排出事業者処理計画 (p. 14)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	計画を作成する者として専門的知識、技能を有する者を配置しなければならないことを規定すべき。	制度の趣旨にかんがみて、計画を作成する者として専門的知識、技能を有する者を配置しなければならないこととするのは必ずしも必要ないと考えます。
2	汚泥を脱水している場合は、脱水後の汚泥の量で発生量を把握することを明示的に規定すべき。	汚泥の発生量の把握時点は、次のとおりです。①製品の生産行程あるいは、一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量。②同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥と捉えられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量。③施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量。
3	計画作成の対象を現在の年間千t以上から引き下げるべき。	事業者の中でも産業廃棄物排出量の全体に占める寄与の大きな事業者を対象とする趣旨にかんがみて、直ちに現在の基準を引き下げる必要性はないと考えますが、ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
4	多量排出事業者計画の様式の統一化は、極めて望ましい。今後、自治体独自の追加様式を作成しないよう、指導いただきたい。	ご指摘を踏まえ、統一様式が使用されるよう努めていきます。
5	環境省令で定める様式以外の様式によらない旨を規定願いたい。	
6	多量排出事業者処理計画については、廃棄物処理制度専門委員会の最終報告書において記載されているように、「計画等の様式を統一的に定めるとともに、目標・実績については都道府県等別に細分化した上で事業者単位での計画等を可能」とされたい。	今般の改正により統一された様式の活用が進むことによって、結果としてご指摘の課題が達成されるものと考えます。

7	委託した処分内容について、再生利用、熱回収、処分の別に記載させるべきではない。(2件)	熱回収及び再生利用の取組を推進するため、委託した処分内容について、再生利用、熱回収、処分の別に記載させることとしています。
8	委託した処分の記載事項に、特例優良許可業者等と同様に、現行の優良性評価適合認定業者の記載を加えるべき。	現行制度は4月1日以降新制度に移行するため、現行制度を様式の中に記載することは予定しておりません。
9	計画書等の記載事項に、処理業者に再生利用又は中間処理を委託している場合における委託先での減量化量及び中間処理後の埋立処分・海洋投入処分量を追加するべき。	排出事業者にご指摘の量を把握させることは予定しておりません。
10	多量排出事業者処理計画をインターネットで公表するものとしているが、優良許可業者に委託する場合にその別に記載することとされており、営業秘密を含む契約先の情報が公表されることが懸念される。公表に際し、慎重に取り扱うようにしていただきたい。	優良許可業者への委託量のみを記載することとする予定であり、個別の契約先まで記載することは予定しておりません。
11	電子ファイルの作成・提出が困難な事業者に対する対応について配慮すべきである。	電子ファイルの作成・提出は可能であると考えます。

1.4. 広域的処理認定制度の合理化 (p. 15)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	申請事案に対する意思疎通を良くするため、広域認定の申請の窓口を本省に一本化するべき。	広域認定を行うに当たっては、現地確認などの調査が必要な場合もあり、現場により近い地方事務所を窓口とすることが、事務の合理化に資すると考えております。
2	審査処理期間を短縮するべき。	ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
3	認定範囲外の処理事業者については、審査を不要とするべき。	循環型社会形成推進基本法第7条に規定する「循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則」に則り、再使用、再生利用、熱回収の優先順位に従い処理が行われているかを審査するには、最終処分までの一連の処理の行程を審査しなければならないため、認定外の処理業者についても審査の対象としています。

4	広域認定の収集運搬においては、再々委託を認めるべき。（2件）	再委託については、廃棄物の処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあることから、原則禁止され、一部例外的に認められているものです。再々委託ということになれば、不適正処理誘発の懸念がさらに大きいことから、通常の廃棄物処理においても認められておらず、広域認定制度においても、認めることは適切ではないと考えます。
5	経理的基礎に関する基準は緩和するべき。	経理的基礎に関する基準は、通常の産廃許可業者の基準に準じて審査をしています。認定をうける者は、広域的処理における一連の処理を統括して管理する責任を有することから、零細事業者の多い産廃許可業者に比べても、さらに緩やかな基準とすることは相当ではないと考えております。
6	共同で申請していない他社製品も広域的処理認定制度で回収できることとするべき。	広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じます。
7	貨物自動車運送事業者は、広域認定に関する規制を適用除外とするべき。（3件）	貨物自動車運送事業法における安全基準は、車両の運行に係る安全基準について担保されているものの、積み荷については、積み荷に係る各法令による規制に従うこととなっております。積み荷が廃棄物である場合については、廃棄物処理法の規制の対象であり、貨物自動車運送事業者であることをもって、廃棄物処理基準が担保されているかを判断することができないため、広域認定においても、審査の対象とすることが必要と考えております。
8	①車両表示事項から、「認定番号」を省くべき。	同一の者が複数の認定を有する場合もあることから、認定番号の記載は必要と考えております。
9	②書面の備付けを不要とするべき。	業許可を持たない者が行う広域的処理については、廃棄物処理基準の遵守を担保するため、書面の備え付けは必要であるとと考えております。

10	車両表示は、「広域認定運搬車両」のみでよいこととするべき。	広域認定では、収集運搬を行う者についても、認定毎に審査をして認定の対象としています。「広域認定運搬車両」のみでは、どの認定に基づくものであるか判然とせず、容易に偽装しやすいことから、その他の表示についても必要と考えております。
11	「当該申請に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置」は必ずしも記載は不要。	年1回、一年間の処理量の報告を行っていただいておりますが、処理量、再生量の増減は、経済状況等の外部要因によるものであるのか、減量化や再資源化等の積極的な取組によるものなのか、数値報告だけでは、必ずしも判断できない場合があります。そこで、認定者において廃棄物の減量その他適正な処理について認定後どのような取組を行っているか記載をしていただきたいと思いますと考えております。

15. 再生利用認定制度に係る必要な事項の整備 (p.16)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	当該施設に設置者、管理者でない技術管理者を置く場合には、変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付させ、変更時には技術管理者の氏名を記載させるべき。	制度の趣旨にかんがみて、技術管理者に関する義務を課すことは必ずしも必要ないと考えます。

16. 熱回収施設設置者認定制度 (p.17)

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	自治体が徴収する手数料については政令に規定し、全国一律に定めるべきである。(2件)	ご指摘を踏まえ、必要に応じ自治体が参考とすることができるよう、手数料の算定の根拠を示すこととします。
2	変更認定申請並びに報告書の提出時には、技術管理者の氏名を記載するべき。	制度の趣旨にかんがみて、技術管理者の氏名を記載することは必ずしも必要ないと考えます。
3	保管する産業廃棄物の数量が14日分から21日分になる以外にどのようなメリットがあるのか明示するべき。	一定水準を満たす熱回収を行っている業者であることが対外的に明らかとなることが挙げられます。
4	ガス化改質方式の焼却施設が、熱回収施設であることを明示するべき。	ご指摘を踏まえ、ガス化改質方式の焼却施設が熱回収施設であることについて、明確にするよう配慮します。

5	場内の電力補助を行うことを目的とした設備(排ガスによる誘引ファンの補助駆動など)も熱回収の対象に追加するべき。	ご指摘を踏まえ、場内の電力補助を行うことを目的とした利用も熱回収の対象となることについて、明確にするようマニュアルを示すこととします。
6	回収した熱及び電力の利用実績を基準等に追加するべき。	熱回収の実績は毎年報告させる予定にしており、実績からみて今後基準を満たすことが困難と判断される場合には、認定は取り消されることとなります。
7	熱回収率の算定方法を示すべき。(2件)	ご指摘をふまえ、具体的な熱回収率の算定方法について、マニュアルを示すこととします。
8	熱回収施設において、5%以上の熱回収率で熱回収を行うことを条件とするべき。(3件)	現在熱回収を行っている施設の状況からみて、10%が適当であると考えます。
9	補助金や税制上の優遇措置を講ずる等排出事業者が積極的に活用できるような政策的インセンティブを導入するべき。	熱回収を行う事業者については、現在でも廃棄物処理施設における温暖化対策事業による支援を行っているところですが、ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
10	保管の上限以外の処理基準も、政令で具体的に示すべき。	政令において示されています。
11	廃棄物処理施設に係る変更手続きがされていれば、軽微な変更の届出は省略できることとするべき。	ボイラーなどの熱回収に必要な設備に変更があった場合にのみ本制度に基づく届出が必要であることとしており、廃棄物処理施設の変更手続きとの重複がないようにしています。

その他の事項

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	法改正による多量排出事業者の処理計画に関する罰則規定の創設は、時期尚早であり、再度この減量等計画・報告制度を見直した後、この定めについて創設を検討するべき。	多量排出事業者の作成する計画は、排出事業者の自主的な減量等の取組みを促す上で重要な義務であり、一定の担保措置は必要であると考えます。

2	<p>法第21条の3第4項の運用は、元請業者が関知しない場合に適用すると聞いているが、この場合、元請業者は自らの責務(元請業者施工する工事から発生した産業廃棄物の処理責任：第11条)を怠っていたことになるように思われるが、違反对象となるのかどうかを明らかにするべき。また、この廃棄物を処理業者が不適正処理をし、摘発された場合、下請負人は排出事業者責任から取調べ対象となるのかどうかを明らかにするべき。</p>	<p>法第21条の3第4項の規定が適用される際に一定の場合に元請業者や下請負人が措置命令の対象となることは、法第19条の5に規定されています。</p>
3	<p>廃棄物処理法は、昭和45年から累次の改正を行い、徹底を図ってきているが、現在でも排出事業者、特に中小零細企業においては、「廃棄物処理法」そのものの存在を認識していない企業も散見されるため、改めて排出事業者に「廃棄物処理法」を周知・徹底していただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
4	<p>法令遵守のために多様な疑義事例に対する解釈・判断基準を統一し、全国一律の廃棄物行政運用、規制・指導運用を行なうため、環境省にて個別判断に関するQ&Aを整備・公表するべき。(2件)</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
5	<p>不用意に廃棄物が下取り品として扱われないよう、下取り品として引き取れるケースの条件を明確にするべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

6	<p>改正法において、産業廃棄物の処理を委託する場合には、事業者の努力義務として、「当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認」を行うことが規定された（法第12条第7項）ことに伴い、委託基準（政令第6条の2、第6条の6）に次の規定を追加すべき。・次のいずれかの方法で、委託した処理が委託契約書に沿って適切に実施されていることを定期的に確認し、その結果を記録すること。①現地確認（現行の政令第4条第9号ロを準用）②業者による情報提供等による確認・委託業者が特例優良許可業者である場合には、事業者による現地確認等の義務を免除すること。</p>	<p>事業者の努力義務を具体的な義務として規定することは法制上困難であると考えます。</p>
7	<p>排出事業者が産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行ったときに、処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、排出事業者は必要な措置を講じるよう努めるとともに、講じた措置の内容を都道府県知事に報告する規定を追加すべき。</p>	
8	<p>自治体が条例で排出事業者による処理の状況に関する確認を義務付けることが可能なのか明らかにするべき。</p>	<p>処理の状況確認について、条例で義務付けることについては、当該条例の内容が「法令に違反しないかどうか」によって判断されます。</p>
9	<p>収集運搬の許可と積替え保管の許可を分離するべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
10	<p>施設毎に運転・点検・補修などに係わる維持管理規定を作成し、廃棄物処理施設技術管理者の管理のもとに自主検査を行い、維持管理情報を整理しておくべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
11	<p>施設の使用前検査において（1）検査の申請書に当該施設の技術管理者の氏名を加えるべき（2）検査の受検には技術管理者の立会を規定すべき（3）検査結果の設置者への通知には、当該施設者が技術管理者でない場合においては、当該技術管理者に周知すべき旨を規定すべき。</p>	<p>使用前検査の趣旨にかんがみて、技術管理者の氏名を記載させることは必ずしも必要ないと考えます。</p>